介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払契約書

　磐田市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４５条第１項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第５７条第１項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の受領委任払に関し、次のとおり契約を締結する。

　（総則）

第１条　乙は、住宅改修費に係る住宅改修（以下「住宅改修」という。）を行ったときは、当該住宅改修を依頼した法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者」という。）が支給を受けるべき住宅改修費について、当該居宅要介護被保険者の委任に基づき、これを受領することができる。

２　乙は、前項の委任を受けたときは、住宅改修に要した費用として当該居宅要介護被保険者に請求すべき金額（以下「請求すべき金額」という。）から当該住宅改修に係る住宅改修費に相当する金額を控除するものとする。

３　甲は、乙が前項の規定による控除後の請求すべき金額を当該居宅要介護被保険者に対して請求し、これを徴収したときは、当該居宅要介護被保険者に支給すべき住宅改修費を乙に支払うものとする。

　（支払の方法）

第２条　前条第３項の規定による支払は、乙の指定する口座への振込みによって行うものとする。

　（問題の処理）

第３条　乙は、住宅改修に関し居宅要介護被保険者との間になんらかの問題が生じたときは、これを乙の責任のもとに処理しなければならない。

　（契約の解除）

第４条　甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙がこれにより被る損害については、甲は、その責めを負わない。

　（契約の期間）

第５条　この契約の期間は、契約の締結の日から令和　　年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、当該期間を１年間更新するものとし、その後においても同様とする。

　（変更の届出）

第６条　乙は、この契約の締結後において、乙の名称、所在地又は代表者に変更が生じたときは、速やかに甲に書面によりその旨を届け出なければならない。

　（協議）

第７条　この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

　　　　年　　月　　日

甲　　磐田市国府台３番地１

　　　磐田市長　　草地　博昭　　　印

乙　　所在地

　　　名称

　　　代表者　　　　　　　　　　　印